

第 24 号

発行元: 大阪市環境局

令和7年2月28日現在の活動団体数

資源集団回収団体	2412
コミュニティ回収団体	125

BACK NUMBER
バックナンバー

これまで発行したものを
ご覧いただけます



進めよう！ごみ減量・3R！



コミュニティ回収通信

コミュニティ回収
資源集団回収

令和6年度 (R6 4/1~R7 3/31) 活動分

**実績報告兼奨励金支給申出書は
令和7年4月30日が提出期限**です。
提出期限に間に合うようお早めにご準備ください！



1 取引伝票のご確認をお願いします

再生資源事業者から受け取った取引伝票は、収集量の根拠資料になります。

- ① 取引伝票に記載の団体名は、届出をしている団体名と同じである。
- ② 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの回収分である。
- ③ 再生資源事業者の証明印(※)がある。(修正がある場合は訂正印も必要です)
※証明印とは個人事業主は個人印、法人は会社印となります。



2 口座の名義変更はNG



4 月 30 日までにご提出いただいた報告書をもとに、大阪市内で口座振込の手続きを行います（振込予定日は9月16日頃）。報告書のご提出から振込予定日までの間に団体の口座名義を変更されますと、振込手続きができず、団体の皆さまにご迷惑、ご心配をおかけすることとなります。振込が完了するまでは、口座名義の変更はご遠慮ください。
特に、振興町会や子ども会、マンション管理組合の役員改選等により代表者を変更される際には、お住まいの地域を担当する環境事業センターへご相談ください。



裏面もご覧ください



3 届出事項に変更があれば・・・

団体の名称・団体の代表者・会計担当者などを変更する場合は

変更の
日から **10日** 以内に **変更届出書**を
提出してください。

第2号の様式

令和6年4月11日

回収実施団体届出事項の変更届出書

大阪市長

変 更 前	団 体 名	ルシアスマンション管理組合
	代表者住所	阿倍野区阿倍野筋1-●-▽
	代表者氏名	古紙 分別

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第2条の2第2項の規定により、次のとおり届出ます。

変 更 年 月 日	令和6年4月1日
変更となる届出事項	☐ ①団体の名称【変更後の名称を確認できる書面（会則等）を添付してください。】 ※実施団体の変更（連合振興町会から地域活動協議会への変更等）は、大阪市と事前に協議を行っていただいたうえで、第4号の1様式で申請が必要です。 ☐ ②代表者【変更後の代表者が確認できる書面（役員構成図等）を添付してください。】

<複数選択可>
その他の場合は、（ ）に理由を記載してください。

届出日は変更年月日から

10日 以内

の年月日となります。

名簿や総会の議事録等の確認用資料
を変更届出書と併せてご提出ください。

代表者を変更した場合は、団体名、役職名、氏名、任期の期間などが記載された「役員の名簿」や「総会の議事録」などの確認用資料を変更届出書と併せて提出してください。
未提出の場合は、お住まいの地域を担当する環境事業センターへご相談ください。

ルシアスマンション管理組合			
役員名簿			
任期			
R6年4月1日～R7年3月31日			
理事長	環境	太郎	
副理事長	大阪	市朗	
副理事長	阿部	野	
会計	資源	回収	

団体名は届出のある名称と全く同じでなければなりません。

変更日や任期などの記載は必須です。

代表者氏名は姓、名まで記載している必要があります。

コミュニティ回収・資源集団回収に関するお問い合わせは、お住まいの地域を担当する環境事業センターまで

東北環境事業センター	北区・都島区・淀川区・東淀川区	☎ 6323-3511	西部環境事業センター	西区・港区・大正区	☎ 6552-0901
			東部環境事業センター	東成区・生野区	☎ 6751-5311
城北環境事業センター	旭区・鶴見区・城東区	☎ 6913-3960	西南環境事業センター	住之江区・住吉区	☎ 6685-1271
西北環境事業センター	福島区・此花区・西淀川区	☎ 6477-1621	南部環境事業センター	阿倍野区・西成区	☎ 6661-5450
中部環境事業センター	天王寺区・東住吉区	☎ 6714-6411	東南環境事業センター	平野区	☎ 6700-1750
中部環境事業センター出張所	中央区・浪速区	☎ 6567-0750	家庭ごみ減量課		☎ 6630-3259